令和８年度 大阪市障がい者施策推進協議会 障がい者計画策定・推進部会
並びに精神障がい者地域生活支援部会　第１回合同ワーキング会議　　議事録

日 時：令和８年５月 22 日（金）午後３時から５時
場 所：大阪市役所　屋上階　Ｐ１共通会議室

【参加委員】
・会場参加
芦田委員、井上委員、大野委員、酒井（京子）委員、澤委員、潮谷委員、たにぐち委員、布村委員、長谷川委員、星沢委員、三田委員、山梨委員、和多田委員

【司会】 障がい福祉課担当係長 藤田
【あいさつ】 障がい者施策部長　瑞慶覧
司会より出席者紹介、資料説明等

＜司会＞
それでは以降の議事進行を三田座長にお願いしたいと存じます。
三田座長、よろしくお願いいたします。

＜三田座長＞
・それでは改めましてどうぞよろしくお願いいたします。
・精神障がい者地域生活支援部会からの３名の方も、ありがとうございます。
・では、議題２の次期計画第一部総論と議題３の次期計画第二部障がい者支援計画について事務局から説明をお願いします。
・かなりボリュームが大きくなっておりますので、支援計画の内容を２つに分けて、説明と質疑の時間を設けたいと思いますのでお願いします。

説明者：障がい福祉課長代理　森
≪資料２～８　説明≫

＜三田座長＞
・ちょっと盛りだくさんですけれども、皆さんの方からご質問ご意見ありましたら、ぜひお願いしたいと思います。

＜和多田委員＞
・意見というか昨日聞いた話なのですが、Ｐ53 の、居住系サービス等の充実について、不

動産さんが、グループホームをしたいので開設できる建物を探して欲しいっていう依頼で訪ねてこられて、すごく内容が聞いてて悪質だったので、物件はありそうですけど、ないってお伝えしましたっていうことがありました。
・その経営者の方は幾つもグループホームされてるみたいなんですけど、軽度の人は面倒くさいから重度ばっかり集めてる、文句言わないから楽って言うふうにおっしゃったとのこと。
・それまではグループホームたくさんやってるって聞いてたから応援してたのですが、その一言を聞いて、この人恐ろしい人なんだなあと思って、物件がないと回答したのですけども、和多田さんにはこういう話がリアルにあるっていうことはちょっと言っときますねっていうお話だったんです。
・うちは通所ですけど、Ｂ型と児童発達と放デイをしていて、第三者委員はいなくても、そのことをきちんと明示して、契約者さんにご説明したらそれで済むし、実際、事業所内研修もするし、児童と中心にやっていて特に保育士さんが多いので、子供のことを基本的に愛しているというか、成長を願って関わってる職員ばっかりなので、原点からも違うかもしれないんですけど、やはり入所系となれば、お泊まりのときだけ見といたらいいだとか、取り扱う人の資質にすごく問われるところがあるので、報酬とか、そういう、観点はもちろん大事なんですけど、なんかやっぱり見張るシステムみたいな第三者の人が入らないと、指導監査とかだけでは内情がわからないのではと感じました。
・どのように運営されてて、どういう関わりを受けているかということが見えにくいし、もちろんご本人さんに伝えるすべがないというのはもう明らかなので、ここの制度の充実についてというところで意見しました。

＜三田座長＞
・意見ということでいいですか。

＜和多田委員＞
・はい。

＜三田座長＞
・貴重な、でも実態がよくわかる内容だったと思います。

＜星沢委員＞
・手話施策推進法が昨年の６月にスタートしたと思います。
・それまでは、大阪市こころを結ぶ手話言語条例として取り組んで参りましたけれども、内容が見えない、何をしているのか、大阪市として何を取り組んでくれているのか、具体的な例が見えません。

・ただ、絵にかいた餅のように感じていますけれども、施策推進法が国にできたので、それについて大阪市としては、例えば病院に手話通訳士を設置するとか、どんなことをするのか、それを見せていただきたい、表していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

＜障がい福祉課長代理　森＞
・貴重なご意見ありがとうございます。
・大阪市としましては、こころを結ぶ手話言語条例に基づきまして、手話に関する施策の推進方針を定めまして、こちらをもとに、事業をそれぞれ実施しているというのが現状でございます。
・昨年度、手話に関する施策の推進に関する法律ができまして、それ以降、おっしゃる通り、その内容について、どうしていくかというところの深い議論が、今現在できていないというのはごもっともというふうに思っております。
・どんなことをしていくべきか、その中身を考えていかないといけないというふうに思っております。
・具体的に例えばこの計画の中に、どういったことを書き込むべきかという点につきまして、ご意見をいただけたらというふうに思っております。

＜障がい福祉課長　福原＞
・今、森の方から回答させていただいたところですが、本日以降で結構ですので、こういったことをより具体例に取り組んでいかないといけない、こういうことを深掘りしていかなければいけないということがあれば、また後程ご説明しますけどご意見シートという形で、いただくことも考えておりますのでよろしくお願いいたします。

＜潮谷委員＞
・手話施策推進方針の検討会議を僕も担当しておりましたけど、年に１回位、この検討を行うのかなと思っていました。
・去年が行われてないんですよね。
・ただ、定期的なやっぱり推進方針の見直し検討ということを行う必要があるかなと思いますので、継続的なところでやっぱりやっていかないと、市の実態、施策、国の方も、作られた法律もありますから、それに則って、継続的にやっていくというところが重要かなと思いますので、そこもしっかり位置付けていってもらえたらなと思います。

＜三田座長＞
・そこには当事者団体も入られてるんですか。
・入ってるってことですね。

・はい、わかりました。

＜大野委員＞

・資料 7 の 44 ページのカなんですが、精神科病院における精神障がい者虐待への対応ということで、大阪市ではなく、わたくし大家連としましては大阪府との協議の中でもこの問題について、協議させていただきまして、実態を公表する義務があると各自治体、公表しているので大阪府の方で、調べさせていただいたところ、通報があったのは 600 件超え、実際に虐待と認定されたものが 25 件という結果だったんですが、そのデータに至るまでに非常に階層の深いところに沈められていてなかなかたどり着かないんですけれども、この大阪市さんの報告の中に、実はどれぐらいの、数の通報があって、認定されたものはどのぐらいあるかという具体の数字をできれば入れていただきたかったなあということで、なぜそれを入れていただいていないのかということと。

・それから次の 45 ページの上から 2 行目の虐待の未然防止を推進しますとありますが、一体何をされているのか、具体的にどんな方法で何を、未然防止でなさっているのかをぜひお伺いしたいなと思います。

・それから、入院者への虐待が強く疑われ緊急性が高い場合等は、予告期間なしに実地指導を実施しますというふうに書いていただいておりますけれども、通報している人たちは、非常に虐待を受けているという強い思いを持って、訴えているわけですね。

・その場合に、行政の実地指導っていうのは、多分、何週間か、何ヶ月か前に予告をして、この、虐待が疑われる場合は予告期間なしに実地指導を実施しますと書いていただいてるので、非常に前向きかなと思って、喜ばしいことかなと思いますけれども、その指導項目を具体的に教えいただけませんでしょうか。

・といいますのは、大阪府の虐待対応に関する一覧表を見ますと、診療記録の提出、それから、主治医の再度の診察ということなんですけれども、そういう状況の中で、医療機関が虐待しましたっていうことを認めるわけがないわけですね。

・一番は、私たち家族として困っているのは、証拠がないじゃないかということで、密室ですので、それを言われたときにどうやって立ち向かったらいいのだろうかというところで、みすみす虐待、私たちに訴えがあったのは、看護師からわいせつ行為受けたんじゃないかという疑いを持ってるわけですけれども、それも診療記録を見ても、状況から密室ですので、誰もそういう虐待まがいのことをしましたってこと言わないわけですね。

・ですので、その却下している中には相当数、密室で起こって証拠がないということを理由に却下されている例があると思うので、今後その却下理由も、できれば、お聞きしたいということなんですけれども。

・今日は却下ってことではここには書いていませんので、さっきの 2 点について、具体的なお返事を、よろしくお願いいたします。

＜三田座長＞
・具体的な数字を入れていないっていうことと、あと未然防止って言うけれども、具体的な内容をということで。

＜こころの健康センター精神保健医療担当課長　津田＞
・まず 1 点目、市の虐待の数字のご質問いただいたかと思います。
・先ほど大野委員におっしゃっていただきましたように、大阪府、大阪市、堺市とそれぞれ国の基準に基づいて公表させていただいておりまして、令和 6 年度から新たに新しく始まったこの虐待通報の制度につきましては、大阪市内では 11 件の虐待の通報がございまして、その中で虐待の認定に至ったものは、令和 6 年度につきましてはございませんでした。
・この計画上に、具体の単年度の数字を入れるのが適切かどうかということもありますので、その点についてはまた福祉局含めて協議をさせていただきたいと思います。
・また未然防止につきましてですけれども、我々のほうも定期的に病院の訪問をさせていただく際に啓発を行うということももちろんありますし、虐待の通報があったときに、内容をお聞きして、虐待の認定に至らないけれども、こういった対応をしていただいた方がよりよかったのではないかというお話をさせていただくこともございますので、そういった対応を引き続き続けていきたいと思います。

＜三田座長＞
・他の障がい者の虐待の数も具体的な数字は入っていないので、ちょっと精神だけが突出されるとどうか、ましてや、認定されなかったっていうことの意味をどこまでわかっていただくかと思うのと。
・未然防止のことは書いていただいている。
・35 ページに、数字が書いてありました。

＜澤委員＞
・大野委員のおっしゃってることもっともだと思います。
・いろいろな中で 35 ページ見ていただくとわかると思うんですけれども、もちろん精神科病院において虐待も絶対あってはならないってのはみんな当たり前だと思いますし、でも同時に、病院だから起こるわけじゃなくて、残念ながら、いろいろなところで起こってしまっている。
・養護者も施設も、居宅であっても、起こります。病院というのは、元々監査の対象になっています。少なくとも、私のところでは全例通報は私を通さずにしなさいとしています。通報そのものは権利として保障されるべきだと常に言っています。

・大阪では確か全国的に見ても非常に風通しが良い状態です。
・病院に限らず、通報が止まることがないのが前提だし、虐待が起こるかもしれないことを最小化したり未然に防ぐ、そういう取り組みが求められるということだと感じております。

＜大野委員＞
・私たち大家連に届いております例から言いますと、その客観的な証拠がないっていうことなんですね。
・病院内では、スタッフという、一定の病院側の人間にとって、証拠がないということにどういうふうにね、真摯に答えてくださるのかというところ、私たち家族として期待するところなんですけれども、そもそも密室の中で何かが起こるんだということでは、はっきりした具体的な証拠がないとしても、長い間の密室を作ってしまう状況、これに関する検証が非常に要るのではないかというふうに思います。
・その訴えがあったお母さん、大家連に言っても何もしてくれないし、当該の保健所も、いついつ、どんなことでどういうことかはっきり証拠上げろって言われて、あげたんだけどこれじゃ該当しないと、病院は病院で人権センターに言いなさいというふうなことでね、全部却下なんですよ。
・だからそういうね、却下される状況も含めた見直しというのをぜひ、一緒に考えていただければと思います。

＜たにぐち委員＞
・２点あるんですけれども、まず大野委員が言われていたその虐待の件なんですけれども、虐待であると虐待ないとの線引きがちょっとわかりづらいので、そういうものも教えていただけると助かります。
・私自身病院入院したときに、これは不当な扱いではないかと思いました。そういうことがありましたが、それは虐待に当たるのかと言われると、殴られたわけでも蹴られたわけでもなく、お尻さわられたとかそういうことはないんですけれども、明らかに人間扱いされていないってそういう思いをいたしました。
・それについて虐待なのか虐待でないのか、虐待でないとしても、それは改めるべきではないのかとか、そういうことについて、深く考えております。それがまず１点目。
・２点目が、高次脳機能障害者支援法という言葉が、資料８の中にも、結構な数で入っているんですね。今私 35 ページを開けてるんですけれども。
・実際高次脳機能障がい者という方が、うちの会にも相談にこられて、対応している状況なんですけれども、こういった法律ができたことを、うちの会のメンバーも、あまり周知されていない。
・その間に法律ができてしまっているんですけれども、非常に戸惑っているんですが、そ

ういうものに対する周知っていうことは、どのようにされているのか、お聞きしたいと思います。

＜三田座長＞
・さっきの大野委員の意見は要望的なところで、家族の立場でということで受けとめていきたいと思います。
・ここに書かれた意味というのは、やはり今までなかなか日の目を浴びなかった部分もあるのかなあということで、今回調査も一緒にできたことで、私ここに書いたのはすごく意味があると思います。
・それからたにぐち委員の虐待か虐待ではないかの線引きは、それは大野委員じゃなくて、どなたかに聞きますよね。
・それプラス、高次脳の法律のこれからの周知についてということで、事務局の方からお願いします。

＜障がい福祉課長　福原＞
・たにぐち委員からのご質問の点、高次脳機能障がいの支援の法律の件でございます。
・法律が８年４月から施行されまして、その法の趣旨等を盛り込んだ内容を、計画上でお示しをしているところでございまして、本市といたしまして、そういった方々の相談支援でありますとか、行政、関係機関を含めた協議の場を作っていくこと、専門的な医療機関といった社会資源等のネットワーク化など法律が求める取組につきまして、大阪府では法に先行して、支援拠点機能というのがございまして、大阪府の取り組みもいろいろ連携させていただきながら、本市として、今年度どういった形での、スキームをつくっていくかっていうのを、現在検討しているところでございます。
・またその点につきまして、この計画の策定段階で、お示しできるものがあれば、しっかりとお示ししていきたいと考えております。
・ただ、今現在、ご質問のありました法律ができましたという、この法律そのもの自身に特化した、市民の皆様への周知っていうのは、ご指摘の通りできていないっていうところがございますので、その点につきましては、当事者の方々、支援されている方々へ、まずは周知っていうところにつきまして、しっかり取り組んで参りたいというふうに思います。

＜こころの健康センター精神保健医療担当課長　津田＞
・先ほどご質問ありました虐待の基準のところでございますけれども、虐待の通報がございましたら、その内容に応じまして、それが身体的虐待なのか、心理的虐待なのか、経済的虐待なのか、性的虐待なのか、その他のような場合になるのかということで我々の一定考え方、今資料をお持ちしてないので、また改めてお示しさせていただきますけれ

ども、ある程度分類をしまして、その内容に応じて、虐待に当たるのか当たらないのか、また当たるのであればそれも緊急性が高いのか、少しそこが落ちるのかといったところを多人数で検討していくという形にさせていただいております。
・またたにぐち委員におっしゃっていただいたような、例えば虐待に当たらないけれども不快な思いをされるとか、よりこういった対応したほうがより適切だったとか、よかったというようなケースもございますので、そういったところも、医療機関とやりとりしながら進めていきたいと思っております。

＜たにぐち委員＞
・高次脳機能障がいの件につきまして、4 月に法律ができましたということで、お知らせいただいたと思うんです。
・ただ、昨日本当に相談にこられた方が高次脳機能障がいの方で、代表ともども、すごく戸惑っていたんですね。
・法律ができたことは知っているけれども、何がどう変わるのかとか、そういうことも、まだ不勉強でできていなくて、そのことについて、もし精神の方のスキームと全然違ってくるのであれば、どういった対応をすればいいのか。
・本当にどういった対応になるのか、またその相談窓口はどこなのか、そういうことも全くわからないので、福祉のしおりみたいな、冊子を見たときに戸惑ってしまって、どういう対応をどうしたらいいのか考え込んでしまったんですけれども、そういったものを、比較的早い段階で、高次脳機能障がいに関して、出していただけると助かるので、よろしくお願いいたします。

＜障がい福祉課長代理　森＞
・現在、高次脳機能障がいに関するポスターはありまして、そこには相談先としまして、住吉区にあります、大阪急性期・総合医療センターと同じ場所にあります大阪府障がい者自立相談支援センターを相談先としてご案内させていただいておりまして、新たな法律の中では高次脳機能障がい支援センターの設置ということも掲げられておりますので、今後大阪市としてもどうしていくのか、これから検討していく課題ということになりますが、今現在で言いますと相談先は、大阪府の障がい者自立相談支援センターというところになっております。
・またポスターを、ご案内させていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

＜三田座長＞
・みんな見たことがないっていうことは、あまりなんか啓発がまだまだなので法律ができたことをきっかけに、ぜひお願いしたいというふうに思います。
・さっき 35 ページに数字があったので、例えばそのカのところに、精神の場合だったら

11 件あって、認定ゼロでしたっていうのを入れるのかどうかについて、どうしましょうか。何かすごく少ないって思われるのか認められないと思われるのか。大野委員は入れてくださいとおっしゃってますけど。

＜井上副座長＞

・この進め方なんですが、今みたいなので個別の施策のところを細かく、ここの中に盛り込むという意見なのでしょうか。今の意見が出てきてるのはこう書いてあるけど、実効性がないではないかと。
・どこの窓口に相談したらいいのか、窓口に相談したらたらいまわしされるといった話であったりとか、一体誰が認定するのかとといったことが課題では。
・そこをどうしていくのかということをむしろ書いて、具体的にどうしていくかというふうな方向性を示すということでないと、今回の計画をこうしましょうああしましょうという細かいとこまで入れ込んでいいんですか。
・その個別の施策でいったら、全部そんなことになっていくと思うんですよ。
・ここの計画っていう表現の中で、私たちがどういう主張、むしろこういう課題があるのではないか、書いてあるけど実態はなかなかそうなってない。
・ただ、通報は増えてきた。これは事実なので、ただその、やっぱりその通報したからということが、どう改善していくのかということについて、改めて課題があれば、そこのところについて、課題が提起もされてるので、自立支援協議会とかそういうところで、もう少し議論して実効性を高めていきますとか、そのように書き込んでいかないと。
・これやりとりしていって全部入るんですか、この計画の中に。
・私たちが今議論してるのは、障がい者計画の、基本的な方向性と課題を整理して、そこのところをどうしていくかというふうな方向性を示すというための議論なんだということで最初提案されたのに、何か中身が個別のことでいいんだったら、いくらでも出てくると思うんですよ。
・これをどうまとめるかという方向について、事務局はどうお考えですか。

＜障がい福祉課長　福原＞

・井上委員ご指摘の通りでございまして、何が課題かっていうところについては、具体的に、現状と課題のところに示していく必要があると考えます。
・相談窓口がないであったりとか、こういうことが起こっているとかっていうところについてはまさに現状と課題なので、それは現状と課題のところで触れるべきだと考えております。
・施策の方向性につきましては、それをどういうふうに進めて、どういう考えで進めていくのかっていうところを示していく。具体的な事業、1 つ 1 つの事業につきましては、そういった事業の構築のプロセスを経まして、取り組んだ結果は、また部会の方などで

進捗の報告をさせていただく。それが改善したのかということは報告させていただくこととして取り組んで、進めていきたいと思っておりますので、この計画上は、どのようにどういう方向で進めていくのかっていう考え方を示す形でまとめたいと考えてます。まさにご意見、おっしゃる通りだと思っておりますので、今いただいた件数の話であったりとか、こういった課題があるんだっていうところは、できる限り事務局の方でも、担当課の方と調整しながら、具体的な課題とか現状という形で、盛り込んで参りたいというふうには考えますので、また、それは預からせていただいてちょっと整理させていただきたいと考えます。

＜大野委員＞

・まさに計画っていうことでは、理念、方針というところでお書きになるのは当然かと思うのですけれども、1 つ物事を計画をするというときは、前年度までの進捗、それに関する考察があってこそ、次年度計画があると思います。
・私ももう本当にざっとしか見てないんですけれども、前は、数的な達成状況、また達成目標、進捗状況というね、数的な裏付けがありました。
・私も 10 年以上前にこの市の委員会、それが全くなくて、今井上委員ね、おっしゃいますけれども、やはり我々次年度を考えるときに、数字、数字的な見えるもの現実というものから始まらないと。
・いわゆる、企業でいうコストパフォーマンス、これがないことには語れないと思いまして、そこのことを私今日ぜひ申し上げたいなと思ってきましたので、ちょっと井上委員とは立場、言っていることが違うと思います。
・具体的な裏付けがあってこそ次年度計画は語れるのじゃないかなというふうに思っております。

＜三田座長＞

・短めにと言っといてあれなんですけど、一言だけ。11 件と書いたら、これだけって思う人もいる。私はこの問題は、虐待を受けていても、虐待だっていうことが、もうわからなくなっちゃってるような、これが医療なんだと、これが、これが専門職から受けてるものなんだと諦めてる人たちに、やっぱり光を当てなきゃいけないと思っていて、そこで、本当にいろんな虐待をあることもわかってない本人がいるというところをどうするかを、少しずつ書いていけたらなと思っているので、数字の出し方がはちょっと微妙かなと思います。もっともっとたくさんあるんじゃないかって、すいません私も思っているので。

＜芦田委員＞

・ちょっとこの総論的な部分で、難病という扱いが言葉で 1 ヶ所ちょっと出てるところが

あるんですけれど。
・ほとんど出ていない、やっぱり難病が取り扱われてない、ここで扱われてないようにとられてしまうと思いますので、難病の記述を、もう少し入れていただければと思いました。

＜三田委員＞
・ちょっとご意見というか、どういうふうに入れるかですけどね。
・調査の結果にもよるのかもしれないので、一つの意見ということで。

＜井上副座長＞
・どっからも出てこないので、あえて。総論のところです。この間いろんなことがありました、新しい制度ができましたはいいんですけども。
・例の優生訴訟の結果を受けて、もちろん救済法もできたんですが、加えてやっぱり再発防止のためのそういう啓発みたいなものをどうしていくかということで、国の方でもそういう行動計画を作って実施し、公務員に対する研修をちゃんとやりましょうということも言ってますが、その部分については全く触れられてないので、この間の、何が変わったかっていうところのポイントの１つとしてそこはということと、総量規制のところについては調査をしましたはいいんだけど、してどうするのかということ。計画としてこう触れるのであれば、この結果を受けてどうするのかとか、そういうことについてもやっぱ明示をしとかないといけないし、実施しましたっていうのが計画なのではないかと思うんですけども。

＜障がい支援課長代理　安田＞
・旧優生保護法の件につきましては、現障がい者支援計画というよりは先ほど井上委員おっしゃっていただいたように、まさに内閣府の方が、職員に対する研修の実施といったところを行動計画で示しておりますので、この障がい者支援計画とは別の動きになっていくのではないかと考えてございます。
・総量規制の部分につきましては、現状と課題の部分では、既に総量規制を開始した現状がございます。総量規制だけで質の確保というのは、決して図られるものではないと考えてございますし、先日の計画部会で申し上げたとおり今年度に障がい福祉サービスの質の確保向上の取り組みに向けた検討を実施していきたいと考えてございますので、その中で計画をさらに深掘りしたアクションプランというのを別途作る予定としておりますので、その中で指定とかいわゆる質の確保というところはしっかり考えて参りますので、この計画ではいわゆる方向性というところだけでのお示しということになるかと思いますので、よろしくお願いします。

＜三田座長＞
ちなみに今の 47 ページの一番最後の方にあるところで、現状と課題というところに記載されているものでございます。
では事務局から 3 章以降、お願いします。

説明者：障がい福祉課長代理　森
≪資料７～８　説明≫

＜三田座長＞
・こちらも幅広いですけれども。
・ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

＜和多田委員＞
・合理的配慮という言葉についてなんですけれども。
・９ページのところに、合理的配慮の提供に関する事例収集というところが１章にあるんですけど、そこの注釈のところに、合理的配慮の言葉は障がいのある人から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応が求められるときに負担が重過ぎない範囲で対応を行うことっていうふうに定義されてるんですけども。この言葉はどこからかの定型文でしょうか。

＜障がい福祉課企画調整担当課長　大森＞
・ここに書いてある合理的配慮の提供ですが、ちょっと確認をさせていただきたいと思うのですが、基本的には障害者差別解消法であったりとか国の方のガイドライン等にある言葉から取っておるかと思うんですが、こちらが国の方の定例的な言葉かどうかにつきましては、再度確認をさせていただけたらと思っております。
・前回の計画から特に表現は変えておらないところではあります。

＜和多田委員＞
・合理的配慮について、努力義務が義務になって自分たちに権利があるっていうことを、聞かれたときには私たちはそういうふうに言って、公的なところから整えられてはいるけれども、暮らしの中では、合理的配慮っていうものを用いたらいいんだよって言ってるところでは、このはじめの前提条件について、言葉選びとしてはすごく大切になるので、特にこの負担が重過ぎない範囲っていうのが、すごく表現として曖昧っていうか、これで正しいのかなと思ったので質問させていただきました。

＜障がい福祉課企画調整担当課長　大森＞

・合理的配慮の関係で言いますと令和 6 年度から事業者による提供が義務化されたというところではありますが、その中で内閣府が出しているパンフレットの中にも同じような表現がありまして、負担が重過ぎない範囲で対応することが求められておりますという表現が使われておりますんで、おそらくこの内閣府のパンフレットの方から取っておるのかなと思います。
・合理的配慮について、きちんと市民の方であったり事業者の方にも内容が伝わるよう、今後も、どういった形で周知していくのがいいのか検討して参りたいと考えております。

＜酒井委員＞
・99 ページの就業のところで、2 段落目で、雇用率の引き上げ等々書いていただいて雇用率が段階的に引き上げられていますので、よりたくさんの人が雇用の場に向かって、それはもう確実に見えるかなと思います。
・雇用率について書くのであれば、2025 年 4 月 1 日に除外率も引き下げられていて今まで免除されていた業種も、段階的に引き下げが始まっていますので、それも合わせて書いていただければと思います。あと先ほど 2 章でも就労選択支援の話とか、あとサービスの質っていう話に触れられていましたが、やはり適切な支援を受けられないまま、本来は一般就労の力が十分ある人たちが、結局何もせずにそこにとどまっているということはやはり大きな課題かなと思うのでここでも改めて、書いていただいて、やっぱり就労選択支援をきっちりと地域の中で機能させて、その人の力とか能力、可能性を見極めて、より適切な就業の場につないでいくっていう方向性もここで改めてもう一度記していただければと思います。

＜障がい福祉課長　福原＞
・酒井委員ご指摘ありがとうございます。
・除外率の引き下げにつきましては、しっかりと丁寧に書かせていただきたいと思います。
・あと、まさに質のところですね、本来力があるのに、しっかりとした丁寧な支援がなくてそこの場にとどまってしまっているっていう現状の部分とかですね、そういったところの観点はしっかり現状と課題のところで、ちょっと預からせていただいて、丁寧に書かせていただくような形で担当の方で調整させていただきたいと思います。

＜澤委員＞
・先ほどの前半の議論とちょっとかぶるので何ページというのはなかなか言いにくいんですけれども、質を維持するっていうのは医療においても、障がい福祉においても介護においても必要であって、それはやっぱり、様々な意味で人間っていうのはその弱さがあ

ったり、流れていくところがあるからだと思うのですよね。
・ですから先ほどの虐待の問題もそうだと思うし、いろいろな形で法改正がなされて、クオリティをコントロールしようとする。ただ、施設から地域、病院から地域って流れはいいんですけれども、地域に出たらそこが野放しになっているというのが今の、特に大阪で行われてる現状であって、ただなかなかその通知も出てこないから国の方にも言ってますけれども、病院は毎年毎年いろんな監査があるし、いろんなチェックがものすごく入っていますけど、診療所になるとほぼない。障がい福祉サービスでも、なかなかそこがない。一般の先ほどの不動産の話なんかになってくるとそこもない。
・つまり街中で差別も虐待もいっぱい起こりうるのです。そこに株式会社が入ってきて利益を求めてくる。
・そうすると働きたい働けるはずの力のある人が搾取されてる状態であって、本人も気づいていない。つまり、自分はお小遣いがもらえる、居心地がいい。
・でも、雇ってる側にもそこに補助金が入る。
・で、何ら監査が入らない。
・で、強制的に終了を１回させたけれども残った、既得権のところは担保され新規が入らないだけでそこではずっと繰り返されてるんですね。
・これはやっぱり大きな問題だと思いますし、それは、繰り返し言ってますけども、どこでも発生するんだっていう認識に立たないと。今までであれば旧来の考え方であれば病院から地域、施設から地域へって言って、そこだけにスポットライトが当たるけど、やっぱりこの問題ってのはどこでもすべからく残念ながら発生してるのが、特に今、地域で発生してると思いますから、モニタリングをぜひ考えていただきたい。国にも働きかけていただきたいというのが大きな方向です。

＜三田座長＞
・それは、どこか具体的にここに強調してということではなく、事務局にお任せだそうです。
・ご意見ということでよろしいですかね。

＜障がい福祉課長　福原＞
・大きな宿題として受けとめさせていただきます。

＜山梨委員＞
・何でも相談できるニーズに合った体制ということですけど、これ前にも言ったんですけど、障がいを抱えてる家族で親が看ている場合に、親が亡くなったらどうするのかっていう問題点。この前もちょっと話しましたけどね。障がいの息子を殺したという事件がありました。親父さんが、訴えられたことがありましたけど、私の近くでも４人ほど４

組ほど似たような相談があるんですね。親が障がいのある子を看ている。親が亡くなったらいけないということで、その子がなくなるまで死ねないんだという、そんな体制になっている。
・要するに、相談につながっていないところにいる人はたくさんいると思うんです。
・こないだ1週間ほど前かな、相談者のうちの1人のお子さんの女性が亡くなりました。だから喜んでいいのか、悲しんでいいのかわかりませんけど、あと3組の相談者はいるのですけど。親がいなくなったらどうなるのかという問題点。このような相談をしてきちんと対応してもらえる体制というのがちょっとないんでしょうね。大問題だと思うのですけど。
・落ちこぼしていて、掌握されてない部分だと思うんです。
・これがものすごく気になってるんですけども、その辺の対策はできるのかどうか。ちょっとお聞きしたいんです。

＜三田座長＞
・誰に聞かれても答えられないんだけど、親なき後についての記載ってあんまりなかったでしょうか。ありましたよね。

＜澤委員＞
・同じ意見です。8050も有名になりましたけれども、これは誰でもどこでも起こるし、地域移行をその施設から進めたりした結果、そこにサービス、家族が残されるっていう状況は、いつも大野委員もおっしゃってると思いますけど、それは起こるんですよね。
・だけど、何が問題かっていうと、施設などから出た先が、ノーマークになってしまっている、またはいろんな障がいのタイプにもよると思いますけれども、一過性に家族で完結してしまう関係ができてしまうと、その先ご家族の支援体制が高齢によってなくなってきたときに、ご本人だけが、行き場がなくなるという状況がいっぱい発生しています。
・私もアウトリーチをやってますけれども、医療などの問題ではなくて、地域に移行させるっていうんだったら、そこを先に担保していないと、誰も見てくれない状況が必ず来るっていうことだと思います。

＜三田座長＞
・34ページの下の方に、親なき後ということで、山梨委員にご意見いただいたように、緊急時の受け入れとか、いくつかの調査項目の言葉が並んでいますが、なかなかどんな方策があるのかっていうのは、私たちもわかっていないし、見つけていない状況で書いてる感じですか。

＜大野委員＞

・親なき後に関して、家族依存実態調査ってのは昨年、今日本当に持ってこようと思ったんですけれども、日本財団でも大きな調査しております。
・もう 1 つ大きな調査もあります。
・みんなネットも 2024 年に家族依存の問題で実態調査しております。そこでは、約 60%前後の回答で、親なき後は何の支援もなく不安だとのことで、それが親の実態です。
・私のところでもそうです。私、後期高齢者ですけれども。今私が、まずそのコアになる人間が倒れたときにどうするかというと、その親の支援がない。それからそうして放り出された人たちに対し、よくおっしゃるのは保健センター、それから支援職員さんが、親御さんがいなくなればしっかりしますよっておっしゃるんですね。そしたらなぜ、いる間にその道筋を示せないのかというのが親の気持ちです。
・親が亡くなってもう手足もぎとられて頼る方がいなくなったら、そしたら素直に言うこと聞いてくれますよと言わんばかりの、そうした助言は親家族としては、非常にゆゆしきことだというふうに思っております。
・でも全国調査でも 60%以上が親なき後の不安を切実に抱えております。
・我が家でも、明日起こるか明後日起こるかわからない状況は、家族会みんなが抱えております。
・一人暮らしをしていても、毎日毎日電話が 1 時間なり 2 時間なり親のところにかかってくる。
・もう本当に、実質親依存から抜け切れていない、親にかわる支援がない。これが実態です。

＜たにぐち委員＞

・大野委員と澤委員のお話を聞いて思ったことなんですけれども、やはり地域にもし出られたとして、地域に、当事者を救う手だてがなければ、本当に意味がないし、家族だけに負担が行ってしまうと、やはり地域に一旦出たとしても、もう一度病院に戻らなくてはならなくなる。そこで一生を終えるような感じになってしまう。そういうのが現状なんですね。
・グループホームがないとか、地域で一人暮らしができることを支えるような体制がない。そういうことで、まだまだ入院している人もたくさんいます。
・入院している人たちは、退院したくないとか言ってるわけじゃなくて、本当に調査でもあらわれているように、多くの方が退院したいんです。
・長期の方が退院を諦めてしまうのは、その現状が身にしみてわかっているからです。
・ぜひ、地域に、受け皿って言い方も好きじゃないんですけれども、地域に私たちを支える手だてを、施策として、盛り上げていって欲しいなと思っています。
・そうでなければ、退院は進まないし、退院したとして、もう一度病院に戻ってしまう。

そういうケースが後を絶たないと思います。

＜長谷川委員＞

・今のお話の中で知的障がいの場合は、ご本人っていうよりは、親御さんの方がなかなか一歩踏み出せないっていう話をよく聞きますので、やはり親も子も、そういう年齢になったときに、適切な支援が受けられるように、福祉サービスの介入を積極的に勧めていただきたいなっていうことは感じているところです。
・私たち親の会でも、親の気持ち、子の気持ち、子離れの時期っていうのを、何度も研修とかで学んでいて、親の心構えというところの理解も進めていきたいところではあると思っています。
・93 ページの医療的ケアの必要な、障がいのあるというところなのですが、小中学校は大阪市立の学校に通われていた在宅酸素療法をされている児童の方が、今回大阪府立の高校の方に進学されました。
・自立支援コースに通われている知的障がいのある方なので、自分で酸素ボンベを交換することができないのですが、大阪市の小中学校では、学校で対応していただいてたので、親が学校に行かなくてもよかったのですが、府立高校では看護師さんの配置がある日は対応してくれるのですが、全部の時間埋めるっていうことができないので、看護師さんがおられない日は、お母さんが結構な日数、学校に行っておられます。ずっと待機という形らしいのです。
・保護者の負担を軽減するための支援って書いてありますが、府立に行くと連携していただいてるにもかかわらず、負担が増えている状況になっているので、大阪市では対応できていたのに、大阪府立になったらできないというところがあるのだったら、保護者の負担を減らす方向で、連携していただけたらと思いました。

＜教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当統括指導主事　田邉＞

・今のご意見のところなんですけども、本市の所管する小中学校では、今おっしゃられた通り、保護者、それから医師の指示のもと、各学校で、ボンベの交換等がどのようにされているのかということについては、「話し合い」の中でやっていると聞いています。実際に（それらのメンバーで医師の指示のもと）しております。
・ただ府立支援学校につきましてはご存じの通り、府の方のルールで行われており、おそらく看護師の業務内容ですとか、人的な要因とかで、今、そのお子さんのところでは行われてないのかなっていう感想です。
・府市連携につきましては、こちら（市）の方から、府立の学校の看護師の業務内容について連携して対応するということは、行っておりません。

＜井上副座長＞

・この問題については前のときからずっと議論もしてきてるんですが、前の課長さんの頃に、ここの仕組みづくりっていうことで入所待機の問題などの課題をどうしていくのかという時に、障がい者手帳の認定のときに相談に乗りますよというような仕組み図、ポンチ図を示してくれて、取り組むんだとおっしゃってたんだけども、そこのところは全然表現にも何もないし、あれで問題は解決したのかということも含めて、皆さんの意見を聞いてもそうだし、私どもの調査でもそうなんですが、残念ながらその受け皿がないと。
・地域移行というと、すぐグループホームなどと言うけれども、グループホームの実態っていうのは、先ほど和多田さんがおっしゃったように、確かにね、増えてるんですよ。増えてるんだけども。
・それで、強度行動障がいの人を受け入れますということで、その典型が恵のような虐待事件をいっぱい起こしてるようなところが、数的にだけ増えていると。
・全然、実態としてはやっぱり受け皿がない。
・精神の方だって、ホームでも何でもあれば、それで自立していくということはあるんだと思うんだけども。
・そこの受け皿のところが何か、質よりも障がい者で金もうけするみたいなところに使われてるところで大きな問題が起こってるので、もう正直言って、家族は地域移行に納得できないので、やはり入所待機というのはいつまでたっても減らない。
・病院もそうですが、ここでの議論というのは、先ほどもありましたが数字を出す出さなという問題。それとともに、ここではその分析をしなければいけない。
・そのような実態のところで取り組みをしてきたけれども、こういう課題が残ってるみたいなものを明らかにするという形について、これは、前回の計画のときに提起された部分が、引き継がれてないんですか。

＜障がい福祉課長　福原＞
・井上委員からご指摘いただいた点については引き継ぎを受けております。
・現行計画を作るときの課題として、施策の方向性を踏まえて、この施設からの地域移行という大きなテーマの１つで、全体の進捗状況が見えにくいということがありました。
・それを議論していただきやすいような見える化をするために、ポンチ絵を作らせていただいて、令和６年度と７年度で、例えば、地域での環境づくりということで、地域生活支援拠点の充実でありますとか、グループホームの整備、あと強度行動障がいの方への対応の部分でありますとか、ご本人さんご家族さんへの親なき後への支援につなげる取り組みということで、施設待機者の状況の課題把握分析でありますとか、まさに先ほどおっしゃられた、療育手帳の新規・更新時の際、せっかく繋がって、直接お話できる機会をしっかりとらえるっていうことで、その時の着眼点の整理でありますとかご説明をしました。

・またその時すぐには支援が必要じゃなかったとしても、気づきのところを大事にして、基幹障がい者相談支援センターからのアウトリーチをかけていくような取り組みであるといったところもご説明させていただきながら、緊急時の場合には、支援施設との連携で受入調整をしていくとかっていうことの役割や機能の部分につきましても、ご説明をさせていただいて、今もその取組について続いているっていう状況でございます。
・そういった取り組みの進捗状況については、また部会の方でご説明をさせていただくつもりでございますが、この計画を策定するところの、施策の方向性ということに関しては、例えば 52 ページのところに、地域生活支援拠点機能の充実という形で 5 つの機能の充実と、拠点登録事業所数の拡大ということを、今回追加させていただいて、さらなる機能充実を図って参るという考え方をお示しさせていただいてるところです。
・ご指摘いただいた、手帳の面談機会をとらえての働きかけやアウトリーチにつなげていくところについて、計画の方の方向性に具体的に書けていないということはご指摘の通りでございますので、少し文言のほうを追記させていただきながら、取組みや施策の方向性は変わらず進めていきたいというふうに思っております。

＜井上副座長＞
・先ほどね、大野委員がおっしゃったように、数字を出したらいけないとかそんな議論するなっていう意味で発言したのではなくて、科学的根拠が必要なんで、こんな取り組みをしてこういう数字があって、そこでもっとこうことが課題なんだという議論ができるような資料をきちんとつけるべきじゃないかという意見ですので、大野委員、別に意見が違うわけではありません。

＜三田座長＞
・前回そういう話があったんですが、まだここに書くに至ってないという理解で、別にストップしてしまったわけでもないと理解していただくことでよろしいでしょうか。

＜布村委員＞
・先ほど芦田委員さんから、難病という言葉が非常に少ないというふうに言っていただいて、本来私の方が指摘しないといけないところですが、ありがとうございました。
・106 ページです。最後のところですね。難病患者の就業支援。これ読むまでもなくたった 3 行なんですね。3 行目は「す」しかありません。
・その隣の 107 ページ見てください。一番上のカは、重度障がいのある人等の就業支援。「働く意思と能力がありながら、障がいを理由として」、この障がいを難病に置き換えてください。
・難病理由として、働くことのできない人の就労機会を拡大し、以上同じなんですが、こちらは、5 行もあるんですね。

・これをそっくりそのまま、障がいを難病にしていただいてもいいんじゃないかと思うほどです。
・実は、もっとこれに何か付け加えたいことっていうのはあるんですが、今ちょっといえる状態ではありませんので、次回か、もしくは次々回の方で、ちょっと確認していきますので、追加していただいて、計画にも入れていただきたいと思います。

＜三田座長＞
・今、布村委員が言われたように、布村委員だけではなく、今日発言しきれなかった、言わせてもらえなかったという方もいるかと思いますので、多分メールでも皆さんとこに届いていたかもしれませんけれども、5 月 29 日、1 週間の期間で、皆さんから、個別に意見シートというものを今回いただくことを、事務局の方で考えていただきましたので、ぜひそれもご利用いただければと思います。
・難病連の方からの意見もあるでしょうし、いろんな意見があると思うんです。
・ただし、何か山盛りこられてもですね、ここにすべては盛り込むことができないことと、もしこういうふうにして欲しいということはできるだけ具体的に、例えば、何ページのこのさっきの 3 行のところ 5 行にしてくれでもいいんですけど、そういう意見をいただけるといいかなというふうに思いますし、全く計画と関係のないスローガンみたいなことは、ちょっと参考にはなりますけれども反映されない可能性はあるかなということで、ぜひ 1 週間、ご利用いただければと思います。
・ではこれで議事が終わりましたので事務局の方にお返ししたいと思います。

＜閉会＞